

第23回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月20日（月）午前10時00分から午前11時35分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 3人
中嶋幸平推進委員、中川義人推進委員、白井正敏推進委員
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会務報告について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
議案第5号 農地所有適格法人の申請の件について
報告第1号 非農地証明願いの件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
○事務局長 ただ今から、令和元年度第23回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
出席委員10名で、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会 長 あいさつ並びに開会宣言

○事務局長 ありがとうございます。
総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に
お願いいたします。

○議 長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員で
すが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- 議 長 それでは、7番 大久保幸雄委員、8番 大橋好一 委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の 堀主幹と 岡局長補佐 を指名いたします。
- 議 長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。
- 事務局長 会務報告を申し上げます。議案書1、2ページをご覧ください。
・4月17日(水)、県南農業委員会会長・事務局長会議が、栃木市「肉のふきあげ」において開催され、梁島源智会長と私が出席いたしました。
・4月23日(火)、梁島会長の農地において、みぶ菜の刈取り作業が実施され、早乙女誠職務代理をはじめ、農業委員7名、青木幸一推進委員長はじめ、推進委員9名が出席され、事務局の名前が抜けてしまいましたが、堀主幹、岡局長補佐と私が出席いたしました。
・4月26日(金)、県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
・同じく、4月26日(金)、壬生町認定農業者協議会定期総会が役場正庁において開催され、早乙女誠職務代理が出席いたしました。
・5月10日(金)、第47回壬生町青色申告会定期総会が役場ひばり館A会議室において開催され、梁島源智会長、事務局からは私と堀主幹が出席いたしました。
・5月14日(火)、新規就農認定審査会が役場第2会議室において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、琴寄成人委員、清水利通委員、刀川正己委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。
・5月15日(水)、農地法5条申請に伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、篠原正明農業委員、大橋幸子農業委員、清水利通農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。以上です。
- 議 長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。
発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。
- 議 長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。
事務局より一括議案の説明と朗読をお願いします。
- 堀 主 幹 それでは、議案書3ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。
4月26日(金)締切りの時点で、農地法第3条の規定による許可申請が2件ございました。議案に従いまして第1項から順にご説明します。

第1項

譲渡人

自作地40㌥ 貸付地9㌥

譲受人

自作地142㌥ 借受地8㌥

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉____番 田 373㎡

壬生町大字上稲葉_____番	田	400㎡
壬生町大字上稲葉_____番	田	416㎡
壬生町大字上稲葉_____番	田	753㎡
壬生町大字上稲葉_____番	田	687㎡
壬生町大字上稲葉_____番	田	148㎡
	合計	2777㎡

売買による所有権移転で10アール当たり、150,000円で稼働は3人となっております。

第2項

譲渡人 _____
 自作地40㌥ 貸付地9㌥

譲受人 _____

自作地245㌥ 借受地483㌥

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉_____番	田	482㎡
壬生町大字上稲葉_____番	田	396㎡
壬生町大字上稲葉_____番	田	396㎡
壬生町大字上稲葉_____番	田	942㎡
	合計	2216㎡

売買による所有権移転で10アール当たり、150,000円で稼働は3人となっております。

第1項から第2項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書・添付書類・農地台帳等により確認しましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

- 議 長 ありがとうございます。
 推進員の方も発言のある方は、発言してもよろしいのでよろしくお願ひしたいと思います。
- 議 長 それでは、第1項案件を議題といたします。
 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 議 長 1番 琴寄成人 委員
- 1番 琴寄成人 委員
 議案第1号農地法3条の規定による許可申請の件について第1項を説明させていただきます。
 去る5月17日に譲受人の_____氏のご主人の_____氏の立会のもと、私と伊藤博推進員で、チェックシートに基づき現地調査をしたところ何ら問題が生ずる恐れはないと思われまふ。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議 長 続いて、第2項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議 長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

続きまして2項案件について説明いたします。

同じく5月17日に譲受人の_____氏の立会のもと、私と伊藤博推進員でチェックシートに基づき現地調査を行いました。何ら問題は生ずる恐れはないと思われま
す。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議 長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○堀 主 幹 それでは、議案書4ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明します。

4月26日(金)締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可申請が7件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項

貸貸人 _____

賃借人 _____

(土地の表示)

壬生町大字安塚 _____ 番 _____ 田 2800m²
園芸用土採取 賃借権の設定1年間

第2項

貸 人 _____

借 人 _____

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙 _____ 番 _____ 田 585m²
壬生町大字壬生乙 _____ 番 _____ 田 1077m²
合 計 1662m²

駐車場敷地で、使用貸借権の設定30年となっております。

第3項

賃貸人 _____

賃借人 _____

(土地の表示)

壬生町大字上田 _____ 番 _____ 畑 890m²
園芸用土採取で、賃借権の設定1年間となっております。

第4項

賃貸人 _____

賃借人 _____

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____ 番 _____ 畑 2776m²のうち 91.19m²
壬生町大字羽生田 _____ 番 _____ 畑 542m²のうち 8.76m²
壬生町大字羽生田 _____ 番 _____ 畑 519m²
壬生町大字七ツ石 _____ 番 _____ 畑 631m²
合 計 1249.95m²

園芸用土採取で、賃借権の設定1年間となっています。

第5項

譲渡人 _____

譲受人 _____

(土地の表示)

壬生町大字福和田_____番	田	5 5 5 m ²
壬生町大字福和田_____番	田	9 2 2 m ²
壬生町大字福和田_____番	田	1 0 4 4 m ²
	合 計	2 5 2 1 m ²

太陽光発電設備敷地で売買による所有権移転となっています。

第6項

賃貸人 _____

賃借人 _____

(土地の表示)

壬生町大字助谷_____番_____	畑	1 6 6 8 m ²
--------------------	---	------------------------

園芸用土採取で賃借権の設定1年となっております。

第7項

賃貸人 _____

賃借人 _____

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲_____番	田	1 5 1 4 m ²
壬生町大字壬生甲_____番_____	田	3965 m ² のうち 1 4 6 4 . 9 0 m ²
	合 計	2 9 7 8 . 9 0 m ²

園芸用土採取で、賃借権の設定1年間となっています。以上です。

- 議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る5月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の篠原正明委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

【調査委員長の報告】

- 4番 篠原正明 委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、5月15日(水)に私と、大橋 幸子委員、清水 利通委員、大垣 仁美 事務局長、堀 靖久主幹の5名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地はおもちゃのまち幼稚園から北東に約200メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大2mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。

す。採取した赤玉土等は、鹿沼市にある_____、壬生町内の_____に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、町内の_____から調達予定であります。なお、転用実績調書では、前回地、前々回地共に復元完了となっております。隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金461万円については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを^{げんじゆう}厳重に指導し、^{じゅんしゅ}賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○4番 篠原正明 委員

次に第2項案件についてご報告します。

申請地はクリーンセンターから南西に約400メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがありませんので第2種農地となります。事業計画書によりますと、工場の増設により駐車場が減り、また、従業員の増加に伴い駐車場が不足することから申請に至りました。給排水はなしとなっており、また、雨水は敷地内自然浸透処理の予定となっております。

なお、事業資金866万円については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○4番 篠原正明 委員

次に第3項案件についてご報告します。

申請地はたちばな幼稚園から北に約800メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大4mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市にある_____に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、栃木市内の_____から調達予定であります。なお、転用実績調書では、前々回地は復元完了、前回地は採掘は完了し埋戻しが80%の進捗状況となっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金189万円については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○4番 篠原正明 委員

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は羽生田小学校から南東に約700メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地となります。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断

面図では、最大4mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市にある_____に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、鹿沼市内の_____から調達予定であります。なお、転用実績調書では、前回地、前々回地共に復元完了となっております。隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金187万円については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを^{げんじゆう}厳重に指導し、^{じゅんしゅ}賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。よろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○4番 篠原正明 委員

第5項案件についてご報告します。

申請地はJAしもつけ壬生地区センターから東に約200メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがありませんので、第2種農地に該当します。事業計画書によりますと、300ワットのパネル240枚を設置し、発電出力72キロワットの太陽光発電を予定しております。事業資金は自己資金約826万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○4番 篠原正明 委員

次に第6項案件についてご報告します。

申請地は中央配水場から北東に約200メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集団的広がりがあるため第1種農地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大3mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市にあります_____、_____、_____に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、町内の自社ストックヤードから調達予定であります。なお、転用実績調書では、今回が初めての採掘となっており、保有機材一覧と併せ隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金110万円については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 続いて、第7項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○4番 篠原正明 委員

次に第7項案件についてご報告します。

申請地はアンナプルナから東に約100メートルに位置する農地で、立地基準として、7宅地から3mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大3mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市にある_____、_____、_____等に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、宇都宮市内の_____から調達予定であります。なお、転用実績調書では、実績はなしとなっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金240万円については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付

されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを^{げんじゆう}厳重に指導し、賃借人も^{じゅんしゆ}遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議 長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第2号第7項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議 長 それでは、日程第2の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。
事務局より一括議案の説明と朗読をお願いします。

- 掘主幹 それでは、議案書7ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件についてご説明します。
4/26(金)締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請が1件ございました。議案に従いましてご説明します。

賃貸人 _____

賃借人 _____

(土地の表示：_____)

壬生町大字壬生甲_____番_____田	3965㎡のうち1962.16㎡
壬生町大字壬生甲_____番_____田	1514㎡
壬生町大字壬生甲_____番_____田	3965㎡のうち1464.90㎡

(土地の表示：_____)

壬生町大字壬生甲_____番_____田	7385㎡のうち527.79㎡
壬生町大字壬生甲_____番_____田	1312㎡のうち415.49㎡
合計	5884.34㎡

許可日については、当初 平成31年4月23日付、壬農委指令第5-97号
許可期間が平成31年4月23日～平成32年4月22日
園芸用土採取で、賃借権の設定が1年間、変更内容は採取面積の変更となっております。

- 議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る5月15日の調査委

員会において調査済ですので、第1項案件について、4番 篠原正明委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○4番 篠原正明 委員

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ5月15日（水）に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告します。

申請地は、アンナプルナから東に約100メートルに位置し、立地基準としては、農振農用地に該当します。平成31年4月23日付、壬農委指令第5-97号にて既に許可を受けております。先月許可となった案件であります。今回、隣接地について新たに土地所有者及び隣接土地所有者の同意が得られたことから、面積の拡張について申請するものであります。

なお、搬出入路については前回の許可地を使用することです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しております。また、現地調査においては、防護柵の設置の徹底、早急な埋戻しの実施等を厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

今の議案3号と議案2号7項ではどこが違うのでしょうか。いただいた図面だと場所が同じようですが。

○堀 主 幹 2号7項は、今回新たに拡張する面積についての内容となっています。3号は、前回の許可地と今回の申請地を併せた申請となっていますので重複している部分があると思います。

○7番 大久保幸雄 委員

拡張する変更面積と、新たに許可を受ける面積が重複していても良いのですか。

○堀 主 幹 変更許可については、前回のものと今回の拡張した部分と併せた面積で新たに変更許可となりますので。

○8番 大橋好一 委員

地番を教えてくださいと分かりやすいが。

○堀 主 幹 7項の案内図の上が____番____、左下が____番____です。

○7番 大久保幸雄 委員

変更申請して許可になれば、新たに申請しなくても良いのでは。

○堀 主 幹 面積拡張については、拡張した部分は新規扱いです。

○7番 大久保幸雄 委員

そうすると、拡張した部分は新たに申請し直すということですか。

○堀 主 幹 そうです。更に面積がトータルで増える形になるので、変更も併せて出します。

○7番 大久保幸雄 委員

トータルで3000㎡超えるので、町の農業委員会の許可と県の常設審議委員会の2件出るということですか。

○堀 主 幹 あくまでも、最初の申請と今回の変更申請と別々の許可になります。

それぞれの申請は、3000㎡を超えていないので、常設審議委員会にかける必要はありません。

○7番 大久保幸雄 委員

許可期限はどちらで取るのですか。

○堀 主 幹 あくまでも、面積の変更を出す場合は、当初の許可期限内に終わるという前提なので、先月取った許可期限の平成32年4月22日という事で、許可期限の変更はないです。

○7番 大久保幸雄 委員

それは今回申請の提出された追加の案件も含めてという事ですか。

○堀 主 幹 そうです。

○議 長 それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議 長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

○堀 主 幹 議案書8ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明します。

議案書9ページのとおり、1件・5筆・面積合計が4,675㎡となっております。

次に、利用権の新規、使用貸借権分についてご説明します。

議案書10～12ページのとおり、8件・35筆・面積合計が21,650㎡となっております。

利用権の再設定、賃借権分についてご説明します。

議案書13ページのとおり、5件・13筆・面積合計が19,144.8㎡となっております。

所有権の移転分につきましては、議案書14～15ページのとおり、6件・27筆・面積合計が23,222㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考え

ます。以上でございます。

- 議 長 ただいま事務局から説明のありました、農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」は原案どおり決定とすることといたしました。

- 議 長 次に、日程第6の議案第5号「農用地所有適格法人の申請の件について」を議題といたします。
事務局より説明及び5月14日に開催されました認定審査会の審議状況などについて説明をいたさせます。

- 堀 主 幹 それでは、議案書16ページの議案第5号 農地所有適格法人認定申請の件についてご説明します。
4月26日(金)締切りの時点で、農地所有適格法人の認定申請が1件ございました。第1項についてご説明します。

申請人

申請理由 現在栃木県で福祉サービスを中心に事業を展開していますが、農業と福祉の連携を進めていく中で、増加している耕作放棄地にも取り組み、壬生町の活性化に繋げて行きたいとのことから申請に至ったということです。

土地の表示 壬生町大字中泉_____番 畑 3 2 3 m²
壬生町大字中泉_____番 畑 3, 9 3 0 m²
壬生町大字中泉_____番 畑 1, 3 4 0 m²
壬生町大字中泉_____番 畑 1, 2 5 3 m²
合計で、6, 8 4 6 m²が借り入れ予定地となっています。

新規就農の審査会は、令和元年の5月14日で審査の結果といたしましては、農業従事者たる役員・構成員の農業研修経験があり、販路も確保されていることから、経営計画どおり営農開始することが可能と見込まれ、審査会の審査結果は、認定やむなしとの判断となっています。

内容といたしましては、中泉地内の農地を賃貸借により取得し、ナスを中心としまして、ほうれん草・さつまいも・大根を作付し、新規就農を希望しているとのことです。

- 議 長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農地所有適格法人の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第5号「農地所有適格法人の申請の件について」原案通り決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
- 議 長 全員賛成ですので、議案第5号「農地所有適格法人の申請の件」について、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、報告事項に入ります。
日程第7の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。
- 局 長 報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書のP17ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。
- 議 長 ただいまの事務局長の報告に関連して、まず第1項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 議 長 7番 大久保幸雄 委員
- 7番 大久保幸雄 委員
去る4月25日、私と中川義人推進委員の二人で現地を確認し、参考資料等を見ましてやむなしとの判断をしました。
- 議 長 ただいまの第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)
- 議 長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。
- 議 長 次に、日程第8の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。
- 局 長 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の18ページ、19ページの2件がございました。
内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)
- 議 長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。
- 議 長 次に、日程第9の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

- 局 長 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の20ページの5件がございました。
これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)
- 議 長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。
- 議 長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。
- 岡 補 佐 現地調査について
- 議 長 この件については、他市町を見ると2人体制の所はなく、栃木が4人、野木町等でも3人で調査している。2人だと1人が都合が悪くなった場合1人で調査することになってしまう。それを考えると3人以上で調査を行った方がいいかと思うが、皆さんどうでしょうか。
- 8番 大橋好一 委員
できるだけ、出る回数が公平になった方がいいと思う。地区委員は1人入ってもらった方がいいが、後は連番とかで組んでもらえれば。
- 議 長 地元の農業委員さんと推進委員さんの他に地区外の農業委員さんを1人増やすということで事務局に組んでもらいたいと思います。
- 岡 補 佐 2 農業委員会研修旅行について
・日程は、10月23日(水)・24日(木)の1泊2日になります。
東北方面で山形県方面と、長野方面の2案が出ています。研修先が決まりましたらなるべく早く通知したいと思います。
・卒業旅行は、来年の5月24日(日)・25日(月)・26日(火)を予定しています。
- 3 「第6回かんぴょう音頭踊り発表会」の参加について説明
- 議 長 ふるさとまつりには農業委員会として参加しますが、こちらは参加はどうしますか。特にならなければ、参加しないということでよろしいですか。
(異議なし)
- 議 長 それではこちらは参加しません。
- 岡 補 佐 4 農地利用最適化推進マニュアルについて

(事務連絡)

- 1 令和2年度農林関係税制改正要望の提出について
・意見等ありましたら、事務局へご提出下さい。

○議 長 その他になりますが、先日、町より国保運営協議委員の推薦がありました。引き続き、大橋幸子委員にお願いしたいと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

○議 長 それでは、大橋委員、よろしく願いいたします。

○議 長 先日、トマトの栽培をしたいということで問い合わせがあったようなので、事務局で説明をお願いします。

○堀 主 幹 神奈川県藤澤に本社がある会社で、トマトの栽培をするための土地を探しているということで1ヘクタール以上のまとまった農地があれば、照会していただきたいということで農業委員会に問い合わせがありましたので、心あたりがあればということで、農業委員さん、推進委員さんに通知を送らせていただきました。
作物にストレスをかけない栽培方法と言うことで、フランチャイズ経営と聞いています。

○議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

○5番 大橋幸子 委員

今の件で、もう少し具体的な計画がわからないと、斡旋する側としては難しいと思いますが。

○議 長 現在、どのような農業経営状態なのかなどを確認してもらえたらと思います。他に何かございますか。

(発言なし)

○議 長 それでは、以上をもちまして、平成31年度第23回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時35分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

7 番 _____

